

「店頭外国為替証拠金取引説明書（契約締結前交付書面）」新旧対照表

平成27年12月28日（下線部分変更）

新	旧
<p>店頭外国為替証拠金取引の手続き等について</p> <p>お客様が、当社で店頭外国為替証拠金取引を行われる際の手続きの概要は、以下の通りとなります。</p> <p>1. （省 略）</p> <p>2. お取引可能な通貨ペア 米ドル/円、ユーロ/円、豪ドル/円、NZドル/円、ポンド/円、スイスフラン/円、カナダドル/円、南アフリカランド/円、ユーロ/米ドル、ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル、<u>NZドル/米ドル、米ドル/スイスフラン、ユーロ/スイスフラン、ポンド/スイスフラン、ユーロ/ポンド、ユーロ/豪ドル、ポンド/豪ドル</u></p> <p>3. 取引価格 当社が会員ページにおいて表示している店頭外国為替証拠金取引に係る各通貨の価格は、インターバンク市場に参加している当社のカバー取引先から提供される最新の価格を参照し、当社がお客様向け取引レートとして算出したものです。 当社が提示する各通貨の価格は、売付けの価格と買付けの価格と</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引の手続き等について</p> <p>お客様が、当社で店頭外国為替証拠金取引を行われる際の手続きの概要は、以下の通りとなります。</p> <p>1. （省 略）</p> <p>2. お取引可能な通貨ペア <u>当社でお取引可能な通貨ペアは、</u>米ドル/円、ユーロ/円、豪ドル/円、NZ ドル/円、ポンド/円、スイスフラン/円、カナダドル/円、南アフリカランド/円、ユーロ/米ドル、ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル、米ドル/スイスフラン、ユーロ/スイスフラン、ポンド/スイスフランです。</p> <p>3. 取引価格 当社が会員ページにおいて表示している店頭外国為替証拠金取引に係る各通貨の価格は、インターバンク市場に参加している当社のカバー取引先から提供される最新の価格を参照し、当社がお客様向け取引レートとして算出したものです。</p>

新	旧
<p>が異なっています（この価格差を「スプレッド」といいます。）。 <u>店頭外国為替証拠金取引では、1注文あたりの最大注文数量が異なる2種類の取引モード（※）があり、同一通貨ペアであっても取引モードにより取引価格及びスプレッドが異なります。</u> <u>※ 取引モードには「通常モード」と「Exモード」の2種類があります。</u> <u>（1）通常モード</u> <u>1注文あたりの最大注文数量が200万通貨（米ドル/円のみ100万通貨）です。</u> <u>（2）Exモード</u> <u>1注文あたりの最大注文数量が500万通貨です。</u></p> <p>（以下、省略）</p> <p>4. <u>ロールオーバー</u> <u>外国為替取引は、原則として取引日（約定日）の翌々営業日を決済日とする取引（これを「スポット取引」といいます。）ですが、同一取引日中に反対売買されなかった建玉はロールオーバー（毎営業日のニューヨーククローズ後に行う決済日の繰り延べ処理）により翌日以降に持ち越すことができます。店頭外国為替証拠金取引では、ロールオーバーによりスワップポイントが発生しますが、建単価の変更、値洗いによる評価替は行われません。</u></p>	<p>（新 設）</p> <p>（以下、省略）</p> <p>4. <u>返済期限</u> <u>店頭外国為替証拠金取引の受渡日は、原則として取引日（約定日）の翌々営業日となります。但し、ロールオーバー（毎営業日のニューヨーククローズ後に行われる受渡日の更新処理をいいます。）の執行により、受渡日を更新することができます。この場合、建単価の変更、値洗いによる評価替は行いません。詳細は、本説明書の「受託等に関する主要な用語および基礎的事項」をご覧ください。</u></p>

新	旧
<p>5. (省 略)</p> <p>6. 呼値の単位 呼値の単位は、1 通貨単位あたり、以下の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>米ドル/円、ユーロ/円、ポンド/円、豪ドル/円、NZ ドル/円、カナダドル/円、スイスフラン/円、南アフリカランド/円</u>は 0.001 円。 ・<u>ユーロ/米ドル、ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル、NZドル/米ドル</u>は 0.00001米ドル。 ・<u>米ドル/スイスフラン、ユーロ/スイスフラン、ポンド/スイスフラン</u>は 0.00001 スイスフラン。 ・<u>ユーロ/ポンド</u>は 0.00001ポンド。 ・<u>ユーロ/豪ドル、ポンド/豪ドル</u>は 0.00001 豪ドル。 </p> <p>7. 対価の額 対価の額は、「建単価×取引単位」の金額です。建単価は、以下の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>米ドル/円、ユーロ/円、ポンド/円、豪ドル/円、NZドル/円、カナダドル/円、スイスフラン/円、南アフリカランド/円</u>の取引については円金額。 ・<u>ユーロ/米ドル、ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル、NZドル/米ドル</u>の取引については米ドル金額。 ・<u>米ドル/スイスフラン、ユーロ/スイスフラン、ポンド/スイス</u> </p>	<p>5. (省 略)</p> <p>6. 呼値の単位 呼値の単位は、1 通貨単位あたり、以下の通りです。 米ドル/円、ユーロ/円、ポンド/円、豪ドル/円、NZ ドル/円、カナダドル/円、スイスフラン/円、南アフリカランド/日本円は、0.001 円。ユーロ/米ドル、ポンド/米ドル、豪ドル/米ドルは、0.00001 米ドル。米ドル/スイスフラン、ユーロ/スイスフラン、ポンド/スイスフランは、0.00001 スイスフランと<u>なります</u>。</p> <p>7. 対価の額 当社が提供する店頭外国為替証拠金取引の対価の額は、「建単価×取引単位」の金額です。建単価は、以下の通りです。 米ドル/円、ユーロ/円、ポンド/円、豪ドル/円、NZ ドル/円、カナダドル/円、スイスフラン/円、南アフリカランド/<u>日本円</u>取引については円金額。 ユーロ/米ドル、ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル取引については米ドル金額。 米ドル/スイスフラン、ユーロ/スイスフラン、ポンド/スイスフ</p>

新	旧
<p>フランの取引についてはスイスフラン金額。 <u>・ユーロ/ポンドの取引についてはポンド金額。</u> <u>・ユーロ/豪ドル、ポンド/豪ドルの取引については豪ドル金額。</u></p> <p>8.~10. (省 略)</p> <p>11. 注文の指示 お客様は、当社に店頭外国為替証拠金取引の注文をする場合、次の事項の指示をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引の種類 ・ 期限 (当日限り・週末まで・無期限・日時指定) ・ 通貨ペア ・ 注文の種類 (売買の別) ・ 取引の数量 ・ 指値注文の場合、その入力事項 (指値注文、逆指値注文、OCO注文、IF-DONE注文、IFD-OCO注文) および価格 ・ <u>その他当社が指定する事項</u> <p>12. 注文の執行方法 (1) (省 略)</p> <p>(2) 指値注文 指値注文は、お客様が注文価格を指定して発注する注文です。指値注文は、お客様の注文価格が基本価格よりも有利な価格 (買い</p>	<p>ラン取引についてはスイスフラン金額となります。</p> <p>8.~10. (省 略)</p> <p>11. 注文の指示 お客様は、当社に店頭外国為替証拠金取引の注文をする場合、次の事項の指示をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引の種類 ・ 期限 (当日限り・週末まで・無期限・日時指定) ・ 通貨ペア ・ 注文の種類 (売買の別) ・ 取引の数量 ・ 指値注文の場合、その入力事項 (指値注文・逆指値注文・OCO注文・IF-DONE注文・IFD-OCO注文) <p>12. 注文の執行方法 (1) (省 略)</p> <p>(2) 指値注文 指値注文は、お客様が注文価格を指定して発注する注文です。指値注文は、お客様の注文価格が基本価格よりも有利な価格 (買い</p>

新	旧
<p>指値注文の場合は配信価格のアスク価格よりも低い値段、売り指値注文の場合は配信価格のビッド価格よりも高い値段)として指定された場合のみ、有効な注文として受注されます。</p> <p>売り指値注文は、基本価格のビッド価格が注文価格以上となった時点で当該注文価格を以って全数量を約定し、買い指値注文は、基本価格のアスク価格が注文価格以下となった時点で当該注文価格を以って全数量を約定します。</p> <p><u>なお、約定可能な指値注文が複数ある場合には、同時並行で処理を行います。</u></p> <p>(3) 逆指値注文</p> <p>逆指値注文は、お客様が注文執行のトリガーとなる価格（以下、「トリガー価格」といいます）を指定して発注する注文です。逆指値注文は、受注時における基本価格に対して、不利な価格がトリガー価格として指定された場合のみ、有効な注文として受注されます。</p> <p>売り逆指値注文は、基本価格のビッド価格がお客様の指定するトリガー価格と一致またはそれを下回る価格となった時点で当該基本価格を以って全数量を執行し、買い逆指値注文は、基本価格のアスク価格がお客様の指定したトリガー価格と一致またはそれを上回る価格となった時点で当該基本価格を以って全数量を執行し</p>	<p>指値注文の場合は配信価格のアスク価格以下の値段、売り指値注文の場合は配信価格のビッド価格以上の値段)として指定された場合のみ、有効な注文として受注されます。</p> <p>売り指値注文は、基本価格のビッド価格が注文価格以上となった時点で当該注文価格を以って全数量を約定し、買い指値注文は、基本価格のアスク価格が注文価格以下となった時点で当該注文価格を以って全数量を約定します。</p> <p><u>また、売り指値注文は、値段の低いものが高いものに優先して執行され、買い指値注文は、値段の高いものが低いものに優先して執行されます。また、注文価格が同一である指値注文が複数ある場合には、当社での注文受付順位の早いものから執行されます。</u></p> <p>(3) 逆指値注文</p> <p>逆指値注文は、お客様が注文執行のトリガーとなる価格（以下、「トリガー価格」といいます）を指定して発注する注文です。逆指値注文は、受注時における基本価格に対して、不利な価格がトリガー価格として指定された場合のみ、有効な注文として受注されます。</p> <p>売り逆指値注文は、基本価格のビッド価格がお客様の指定するトリガー価格と一致またはそれを下回る価格となった時点で当該基本価格を以って全数量を執行し、買い逆指値注文は、基本価格のアスク価格がお客様の指定したトリガー価格と一致またはそれを上回る価格となった時点で当該基本価格を以って全数量を執行し</p>

新	旧
<p>ます。お客様が指定するトリガー価格と実際の約定価格との間にはスリッページが発生する場合があります。</p> <p>なお、約定可能な逆指値注文が複数ある場合には、<u>同時並行で執行処理を行います。</u></p> <p>※指定した価格が同一である指値注文と逆指値注文がある場合は、<u>同時並行で執行処理を行います。</u>成行注文についても、その執行が指値注文または逆指値注文の執行と同一タイミングとなった場合でも、<u>同時並行で執行処理が行われます。</u></p> <p>※後述「17. 追加証拠金制度」にある強制決済の執行については、成行注文と同じ扱いとなります。</p> <p>13.~14. (省 略)</p> <p>15. 取引証拠金</p> <p>お客様は、店頭外国為替証拠金取引の注文をする場合、当社に取引証拠金の預託を行う必要があります。</p> <p>注文時に必要な取引証拠金の最低額は、お取引される通貨ペアの取引レートの仲値に取引数量を乗じた金額の4%に相当する円価額（以下、この額を「必要証拠金額」といいます。）です。</p> <p>ただし、同一通貨ペアの両建時は、売買のうち建玉数量が多いほ</p>	<p>ます。お客様が指定するトリガー価格と実際の約定価格との間にはスリッページが発生する場合があります。</p> <p>売り逆指値注文は、<u>値段の高いものが安いものに優先して執行され、買い逆指値注文は、値段の安いものが値段の高いものに優先して執行されます。</u>また、トリガー価格が同一である逆指値注文が複数ある場合には、<u>注文受付順位が早いものから執行されます。</u></p> <p>※指定した価格が同一である指値注文と逆指値注文がある場合は、<u>逆指値注文の執行が指値注文の執行より優先されます。</u>成行注文については、<u>その執行が指値注文または逆指値注文の執行と同一タイミングとなった場合でも、同時並行で処理されます。</u></p> <p>※後述「17. 追加証拠金制度」にある強制決済の執行については、成行注文と同じ扱いとなります。</p> <p>13.~14. (省 略)</p> <p>15. 取引証拠金</p> <p>お客様は、店頭外国為替証拠金取引の注文をする場合、当社に取引証拠金の預託を行う必要があります。</p> <p>注文時に必要な取引証拠金の最低額は、お取引される通貨ペアの取引レートの仲値に取引数量を乗じた金額の4%に相当する円価額（以下、この額を「必要証拠金額」といいます。）です。</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>この取引金額の4%に相当する日本円が必要証拠金となります。</u></p> <p><u>(※)</u></p> <p>※法人のお客様の場合は、お取引される通貨ペアの取引レートの仲値に取引数量を乗じた金額の1%に相当する円価額となります。 (削除)</p> <p><u>ただし、同一通貨ペアの両建時は、売買のうち建玉数量が多いほうの取引金額の1%に相当する日本円が必要証拠金となります。</u></p> <p>16. (省略)</p> <p>17. 追加証拠金制度 (1)当社は、<u>毎営業日(祝日を含む)のニューヨーククローズ時点において、お客様の店頭外国為替証拠金取引の取引口座状況を確認します。同時点において、お客様の取引口座の時価評価総額が必要証拠金の100%に相当する円価額を下回っていた場合、お客様は当該基準を上回る額まで追加証拠金を預託する必要があります。</u> (以下、省略)</p> <p>18.~21. (省略)</p>	<p>※法人のお客様の<u>必要証拠金額はお取引される通貨ペアの取引レートの仲値に取引数量を乗じた金額の0.5%に相当する円価額(南アフリカランド/円の必要証拠金額のみ1%に相当する円価額)</u>となります。</p> <p>(新設)</p> <p>16. (省略)</p> <p>17. 追加証拠金制度 (1)当社は、<u>毎営業日(祝日は除く、以下同じ)建玉を保有している個人口座のお客様に対しニューヨーククローズ時点の口座状況の確認を実施し、同時点における時価評価総額が必要証拠金の100%に相当する円価額を下回った場合、お客様は当該基準を上回る額まで追加証拠金の預託をする必要があります。</u> (以下、省略)</p> <p>18.~21. (省略)</p>

以上